



## 問 農業の町として目指す農政の方向性について問う

答 国の農政の枠組みの変化に的確に対応し地域の農家や消費者の豊かな暮らしの実現を目指す

**問** 農業の町として  
の目指す町長の農  
政の方向について問う。

**町長** 農業は町の基幹産業

であり、その健全な発展は一  
人農業者のみならず、町民生  
活全体の安定向上の基礎で  
あり、その振興は町政の重要  
な課題であると考えている。

国の農政の枠組みが日々  
変わろうとしている中、町と  
して情勢の変化に的確に対  
応し、各般の施策を積極的  
に展開し、農業・農村の振興に  
努めていきたいと考えている。  
しかしながら、昨年から実  
施された品目横断的経営安  
定対策事業に見られるように、  
制度の不備も指摘され、十分  
な成果をあげるに至ってい  
ない状況にあり、農業の持つ

多面的な機能を生かした、大  
木町の目指す農業及び農村  
の姿を具体化する必要があ  
ると考えている。

今後、大木町の農業も新し  
い分野として、地域の農業者  
と消費者が交流を深め、地産  
地消や食の安全を重視した  
地域づくりを進めることも  
必要であろうと想っている。  
そのためには、中核農家の育  
成と同時に、少量多品目農産  
物の生産を推進し、高齢者で  
も気軽に取り組めて一定の  
収入を得ることができると農  
業のあり方や、農産物の産直  
を通じて都市との交流を深  
めることなど、地域の農家や  
消費者がより豊かな暮らし  
を実現できる農村を目指し  
ていく施策が必要と考えて

いる。

このような考えを推進す  
るため、平成20年度予算にお  
いて、農地保有合理化推進集  
落調査を実施するようにし  
ているところである。

**問** 水田経営所得安  
定対策(品目横断的  
経営安定対策)の本町の  
取り組みについて問う。

**産業振興課長** 品目横断的

経営安定対策は、これまでの  
ようにすべての農業者の方  
を一律的に対象として、個別  
の品目毎に講じてきた施策  
を見直し、平成19年度からは、  
意欲と能力のある担い手を  
対象に限定し、その経営の安  
定を図る施策として実施さ  
れたところであるが、この対

策の仕組みに対して、生産現  
場で様々な問題が発生する  
とともに、対策に対する不満  
の高まりから、見直されるこ  
とになり、面積要件の見直し、  
集落営農組織に対する法人  
化等の指導の弾力化、収入減  
少影響緩和対策の充実、申請  
手続きの簡素化等がなされ  
たところである。

大木町の取組状況は、法人  
営農組合20組織、個人21名が  
取り組んでおり、麦大豆を生  
産されていた農家の9割以  
上をカバーし、経営面積は合  
計で、568haで全体の57  
%程度をカバーしている。生  
産条件不利補正対策(ゲタ)  
に伴う支払は、過去の生産実  
績に基づく支払(緑ゲタ)は、  
麦1億3000万円、大豆2  
100万円、合計1億510  
0万程度の支払がなされて  
いる。また、生産量・品質に基  
づく支払(黄ゲタ)は、麦73  
00万円、大豆1000万円  
(未交付)を超える合計83  
00万円、総計2億3400  
万円を超える支払となつて  
いる。

**問** 米政策(生産調整  
の強化)の取り組み  
について問う。

**産業振興課長** 平成19年度

の生産調整は、転作率44%で、  
実績は46.5%となり、町と  
しては達成しているものの、  
農家には生産調整に協力さ  
れない農家があり、13集落が  
未達成となっている。生産調  
整に協力していただける農  
家に不公平、不利益とならな  
いように、米の生産調整を円  
滑に実施するための対策で  
ある産地づくり交付金、様々  
な補助事業を活用しながら  
生産調整が達成できるよう  
に進めたいと考えている。  
しかし、町全体で達成でき  
ない状況となった場合は、産  
地づくり交付金が減額され  
ること、農政にかかる補助事  
業が実施しにくくなること、  
制度資金が利用できなくな  
る等様々な影響が出てくる  
ものと考えられる。  
本来は、農業者及び農業者  
団体が主体的に取り組むこ  
ととし、平成19年産米から新  
たな需給システムに移行し